

令和2年3月9日招集

第2回若桜町議会定例会会議録

(令和2年3月10日)

若桜町議会事務局

令和2年第2回若桜町議会定例会（第2号）

招集年月日	令和2年3月10日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午前9時20分			
応招議員	1番	梶原 明	6番	前住 孝行
	2番	青木 一憲	7番	中尾 理明
	3番	山根 政彦	8番	山本 晴隆
	4番	山本 安雄	9番	川上 守
	5番	小林 誠		
不応招議員				
出席議員	1番	梶原 明	6番	前住 孝行
	2番	青木 一憲	7番	中尾 理明
	3番	山根 政彦	8番	山本 晴隆
	4番	山本 安雄	9番	川上 守
	5番	小林 誠		
欠席議員				
地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者	町 長	矢部 康樹	教 育 長	新川 哲也
	副 町 長	盛田 聖一	教育委員会次長	山口 由企夫
	総務課長	竹本 英樹	にぎわい創出課長	谷口 国彦
	ふるさと創生課長	谷本 剛	農林建設課長	佐々木 明仁
	税務課長	前田 弥生	農林建設課参事	山本 伸一
	町民福祉課長	藤原 祐二	保健センター所長	山根 葉子
	出納室長	上川 恭子	包括支援センター所長	寺西 満

会議の顛末

本会議（3月10日）

議長（川上守）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は9人です。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1

「諸般の報告」をします。

会議関係諸般の報告は、印刷してお手元に配布のとおりです。

朗読は省略します。

続いて、議員派遣について報告します。

令和元年9月議会定例会において議決し、派遣を決定していました、「鳥取県町村議会議員研修会」について、報告書が提出されています。

議会報告第2号 鳥取県町村議会議員研修会につきましては、印刷してお手元に配布のとおりです。

朗読は省略します。

続いて、常任委員会に付託した請願等について報告します。

本日まで受理した請願・陳情は、お手元に配布の請願等文書表のとおりです。

会議規則第92条第1項の規定により、総務産業教育民生常任委員会に審査を付託しましたので報告します。

日程第2

「町長の施政方針」、町長の令和2年度施政方針を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

皆さんおはようございます。それでは、施政方針のほうを述べさせていただきたいと思っております。

令和元年度は、天皇の即位や改元といった慶事がありましたが、全国を見ても、台風による災害の頻発や、異常気象により降雪がなく、西日本のスキー場は壊滅的な打撃を受け、本町も多大な損害を受けたり、中国を発信源とする新型コロナウイルスが猛威を振るい死者が出るなど、行政としてはその機動力や対応力を試されているような年でした。

新型コロナウイルスについては、今、なお治まるところを知らず、全国的に多くの方が集まるイベント等が中止されているような状態でございます。

異常気象や災害、感染症など、あらゆる分野で今までの手法を見直す時期が到来していると思うところでもあり、前例踏襲のやり方では通用しない時代になってきたと感じているところでもございます。

本町としましても、町民の皆さんが安心して暮らせ、また、若者が夢を持ち、子どもたちがすくすくと育つ、そんなまちを作っていくために、全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

さて、令和2年第2回若桜町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様にはご出席をいただき、令和2年度一般会計当初予算並びに令和元年度補正予算及び諸議案等のご審議をいただきますことに厚くお礼申し上げる次第でございます。

本定例会に提案しております諸議案の説明に先立ちまして、私の所信の一端を述べさせていただきます。

平成30年2月に町長選に出馬し、初当選させていただき、任期の折り返し地点となりました。この2年間は、様々な立場の方と意見を交わし、ご要望や思い、時には苦言やご指導などもいただきました。それらの意見・要望を踏まえ、これからお話をさせていただく施策・事業をしっかりと実施、実現してまいりたいと考えております。

まず、財源でございますが、国の「地域社会再生事業費」が創設され、地方交付税の増額が見込まれることにより、本町においても普通交付税の総額を2千万円増額し、17億5千万円を見込ませていただいております。

これに加えて、平成30年度で西日本豪雨に伴う災害復旧や駅前整備など、一定の目途がついたものもあり、一般会計の歳入歳出の総額は、前年より1億2千万円余り減額の36億2千5百万円となっております。

また、国際連合の唱えるSDGsの考え方による、持続可能なまちづくりや地方創生、にぎわい創出、子育て環境の整備、人づくり、農林業対策、災害対策などもそれぞれに多くの課題があり、財政的にもあれもこれもというような施策展開は難しくなってきているところでございますので、重点的に行う事業を見極めながら、行政運営を行うことが必要と考えるところでございます。

さて、来年度の政策でございますが、「若者が住みたくなるまちづくり」について、移住定住対策や起業への支援、子育て支援や教育の充実などを重点的に進めてまいりたいと考えているところでございます。

現在、本町では移住者をはじめ、様々な方が店舗を開設され、少しずつ活気ある町になってまいりました。

さらに、3月7日には、若桜鉄道の「若桜号」のデビューに合わせ、駅の中に「わかさカフェ」も同時オープンし、「若桜駅前ににぎわいプラザ」もオープンを予定するなど、受入れ体制が充実してきたと思っております。今後も、駅周辺を本町の玄関として、さらに、にぎわいのあるエリアにしていきたいと考えているところでございます。

移住定住では、多くの方に本町に住みたいと思ってもらえるようにすることが必要であり、今まで町外の方しか住宅改修費の助成金が利用できなかったものを拡大し、1年以上利用がない空き家などの一定条件のもと、町

内在住者でも使える「空き家流通促進事業補助金」を創設いたします。

若桜学園の国際交流では、異文化に触れ、児童生徒の個々の視野を広げることの重要性に鑑み、韓国平昌（ピョンチャン）郡との学校交流を進めてまいりましたが、国際情勢により平昌郡との交流が途絶えている状況となっております。

その対応として、台湾の内湾（ナイワン）駅と若桜駅の駅交流の協定を機に、新たに内湾駅近くの内湾小学校との交流を進めてまいりたいと考えております。そして、新年度早々に詳細を検討してまいりたいと思っております。

教育では、以前よりICT教育の充実を訴えさせていただいておりますが、さらに国が進めるGIGAスクール事業を導入し、校内Wi-Fi環境の充実や、1人1台のタブレット端末等を児童生徒に持たせるなどの対応を行い、学力向上に役立ててまいりたいと考えております。

また、通学費支援につきましては、昨年、月額1万円に増額したところでございますが、県の支援が固まったことを受け、本町独自の施策として、町民がどこの学校に通われても通学費の1か月の負担が一律5千円となるよう、町のかさ上げ補助を行いたいと考えております。

次に、「高齢者の皆さんが健康で生きがいを見つけながら、安全安心に暮らせるまちづくり」ということで、公共交通の充実、健康や生きがいづくりに取り組むものでございます。

公共交通では、いよいよ若桜鉄道の行き違い施設の完成が3月14日に迫る中、若桜鉄道が往復5便増便されるなど、利便性の向上が図られます。

さらに、高速バスのドロップイン事業を引き続き行い、高速バスの運行時間の改正とも合わせ、関西方面への利便性も図られることとなります。これらをうまく使いながら、住民

や帰省者の利便性の向上や、関西方面などからの観光客の誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

町営バスにつきましては、町外では急なバス事業者の撤退も聞こえてくることから、その対策として、町内全域の共助交通の導入を視野に入れ、町内でデマンド便などの運行を行う意欲のある方や集落を募集し、試験運行を行うための補助制度の創設を行いたいと考えております。

さらに、旧池田小学校の体育館に人工芝を敷き、いつでもグラウンドゴルフなどが楽しんでいただけるようにしたところでございますが、さらにグラウンドも多くの方が気持ちよく使えるように整備するとともに、避難所としての機能も維持してまいりたいと考えております。

また、高齢者の方や多くの町民の方に利用されている地域福祉センターやゆはら温泉は、建設以来かなりの時間が経過しており、施設や機械類の修繕が必要になってきておりますので、利用者に安心してお使いいただけるよう、必要な改修・修繕を進めてまいりたいと考えております。

防災対策では、自主防災組織結成交付金や住宅耐震補助金、さらには各公民館に避難所初動キットの設置などを進め、引き続き安全安心なまちづくりに努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、地元要望のある町道などの新設・補修なども、住民の方の生活に影響を及ぼすものであり、補助金などを活用しながら、できる限り整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、「にぎやか創出のまちづくり」ですが、まちづくりや観光商工振興、国際交流、インバウンド対策などを推進していくものでございます。まちづくりについては、昨年より住民有志の方の参加を得て、未来ビジョンを作成しているところでございますが、さらに来

年度は、総合計画を1年前倒しして作成し、併せて総合戦略も策定することで、計画物の実施期間を合わせ、推進力を高めていこうと考えているところでございます。

ただ、あくまで計画でございますので、それらの計画に引っ張られることなく、年度ごとに内容を見直していくことも必要というふうに思っているところでございます。

本町は、若桜鉄道や若桜駅をはじめ、町並みや氷ノ山、岩屋堂、さらに星空保全地域に指定されるなど、独自の観光資源も点在しておりますので、そこに観光客を呼び込むことは、商工会や観光産業にとって大変重要なことであり、国内外からの観光客誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

特に氷ノ山においては、今年度、雪不足で大変苦しんだところであり、冬だけでなく、1年を通じて楽しめるリゾートとして、新たな発想のもとに考えていかなければならないと思っております。

県も年間を通したスキー場利用に対する補助制度を新たに創設されたところであり、それを活用しながら、星空観賞会や夏の催し、イベントなども考えていきたいと思っております。

国際交流では、新たに台湾の内湾（ナイワン）駅と若桜駅の交流協定を結ばせていただきました。その調印式の際に商店街や、先にお話させていただきました学校交流、さらには自治体との交流のご提案もいただいているところでございます。双方にメリットがあり、また、町民の皆様も参画できる交流が発展的に行えるように検討してまいりたいと考えているところでございます。

また、内湾（ナイワン）は観光客も多く、本町にとって学ぶべきことも多いと思います。本町の知名度向上を図るとともに、近隣市町と連携・協力して、台湾からのインバウンドの観光客誘致に取り組んでまいりたいと思います。

さらに、特産品としましては、生産量が長野県と同率の全国2位のジビエは、本町の目玉商品になる可能性を秘めていると考えております。東京で行われる鳥獣対策・ジビエ利活用展などの機会を捉え、積極的にトップセールスを行っていくとともに、ジビエカレーのレトルトパックを監修された関西の有名レストランのシェフ、例えばフレンチレストラン プレスキル淀屋橋店の佐々木康二シェフなどと連携し、若桜のジビエとして、今以上に売り込んでまいりたいと考えております。

最後に、「農・林業の振興によるまちづくり」ですが、これは米やエゴマの栽培を推進するとともに、再造林の拡大と路網や森林整備を図り、雇用を創出していくものでございます。

がんばる地域プラン事業の中に位置づけられておりますエゴマ施設を、本年度オープンし、米の乾燥・精米施設については、昨年、甚大な被害をもたらした台風等の影響により、来年度への繰り越しを余儀なくされたところでございます。

エゴマの施設はできたものの、売れ行きが芳しくなく、油だけでなく「エゴマの実」自体を商品にするなど、商品を増やしていくことも必要と考えているところでございます。また、エゴマの効能につきましては、実際にエゴマ油を飲んでいる人とそうでない方との違いを明確化するため、血液検査等を実施して効果を検証してみたいと思っているところでございます。

そして、市場の動向をよく見ながら、エゴマ油の効果を前面に出して、積極的に売り込みを行うなど、販路開拓に努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、米につきましては乾燥・精米施設の建設と並行して、ブランド化や本町の米をご利用いただける施設などの開拓に努めることが急務でございます。そのための体制づくりを行い、生産量に応じた販路の確保などを進めてまいりたいと考えております。

林業につきましては、今年から森林環境譲与税が交付されているところでございますが、同様に森林環境譲与税を交付されている都市圏との交流を図るなど、その用途については十分検討していきたいと考えております。

また、森林（もり）づくりや森林資源の有効活用の目指すべき方向性及びその実現に向けた戦略を示す「わかき森林（もり）づくりビジョン（仮称）」を策定するとともに、「新たな森林管理システム」への町民理解を深めるための取り組みを引き続き行ってまいりたいと考えております。

以上、町民の皆さん誰もが楽しく、活気ある、また住みやすい、安全な若桜町の創出につなげてまいりたいと考えているところでございます。

若桜町は少子高齢化や人口減少問題など、多くの重要課題が山積しております。しかしながら、町民の皆さんが住みやすいまち、活躍できるまちを作っていくために、町民の皆様と力を合わせ、知恵を絞り、積極的な事業に取り組みながら、先頭に立って町政を進めてまいりたいと強く思っているところでございます。

もちろん、議員の皆様のお力添えもお願いし、若桜町が一枚岩でしっかりと手を組んで、取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

私の町政に対する基本方針及び政策につきましては、以上でございます。

議長（川上守）

以上で、町長の施政方針を終了します。

日程第3

「教育行政方針」、教育長の令和2年度教育行政方針を求めます。新川教育長。

教育長（新川哲也）

先ほど矢部町長が、令和2年度の町政に当たっての所信を述べられました。私はこの施

政方針の基本を踏まえ、若桜町教育行政方針についてご説明を申し上げ、議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

今日の人口減少や少子高齢化の中、グローバル化や情報化の一層の進展に加え、人工知能やI o Tなど先端技術が高度化し、産業や社会生活に取り入れられることにより、社会のあり方が大きく変わるとされている、ソサエティ5.0の到来が言われています。

また、教育の姿も大きく変わろうとしています。学校教育では、小学校の新学習指導要領が全面実施となり、よりよい学校教育を通じて、よりよい社会をつくるという理念を、学校と社会が共有・連携し、社会に開かれた教育課程の実現を通じて、子どもたちに未来を切り開くための資質、能力を育むことの重要性が示されました。

本町においては、平成24年に開校した、小中一貫教育校「若桜学園」で特色ある教育活動に取り組んでまいりました。

若桜学園では若桜を愛し、つながり、高め合い、自己実現を目指すたくましい子どもの育成を学校教育目標とし、子どもたちに夢や希望を持つことのすばらしさ、感謝の心など人の生き方として大事なことを伝え、これからの変化の激しい社会の中で、よりよい人生を送れるよう力を育成するとともに、10年後の自分の夢や目標をしっかりと持ち、若桜で生まれ育ってよかったと言えるような学校教育を推進してまいります。

本年は、開校1期生が9年生になり、一貫教育校の歩みも新たなステージを迎えます。教育委員会では、引き続き、これまでの教育施策の取り組みの成果や課題を整理、検討するとともに、学校と連携を図りながら、未来を担う子どもたちが、変革期にある社会を生き抜くために必要な力を身につけるような学びを確実に進めてまいりたいと考えております。

それでは、若桜町教育プランに基づく、5

つの基本目標をもとに、令和2年度の主要な施策についてご説明いたします。

若桜町教育プランでは、「未来を拓く心豊かで活力ある人づくり」を教育理念とし、学校、家庭、地域社会それぞれの教育力の向上と、相互の連携を図りながら、取り組みを進めてきております。

まず、「確かな学力を育む教育の推進」についてであります。

若桜学園では、小中一貫教育の実績や蓄積を活かしながら、子どもたちが自ら未来社会を切り開くための資質、能力をさらに一層進め、小中一貫校の強みを活かした学びの創造、授業改善に向けて取り組みを推進してまいります。

また、「何を学ぶか」だけでなく、「どのように学ぶか」への学習の転換を図り、協同学習の深化など学びのスタイルの確立や、タブレット端末などのICT機器を積極的に学習に生かし、教員も児童生徒も見通しを持った、よりわかりやすい授業をもとに、「主体的・対話的で深い学び」を実現し、確かなアクティブラーニングの取り組みを進めてまいります。

さらに、グローバル化の進展に対応するため、重点的に取り組んできた英語教育の成果を生かしながら、英語教育を一層進め、グローバルな視点や豊かな国際感覚を養うことができるよう、教育活動を進めてまいります。

続いて、「豊かな心と健やかな体を育む教育の推進」であります。

9年間の小中一貫教育の中で、異学年交流による縦割り班活動や、学校外の多くの人々との交流を通じて、他人を思いやる心や、生命や人権を尊重する心、若桜を愛する心などを育み、豊かな人間性や社会性を育成する「心の教育」を推進します。

また、子どもたちの健やかな成長に欠かすことのできない学校給食は、食に対する正しい知識と望ましい食習慣を身につける重要な役割を担っています。

給食センターでは、献立を通じて栄養バランスのよい地産地消をできるだけ取り入れ、アレルギー対応はもちろん、安心安全な給食の提供に努めています。

昨年4月からは、毎月25日を「イチオシ若桜メシ」として子どもたちに公費負担で提供し、ジビエや豚肉、味噌、エゴマなど、若桜の優れた食材を使った、味にもこだわったおいしい給食をスタートしました。生産者や関わった人を知り、町を大切に思う気持ちを育んでほしいと願っています。

ふるさとに誇りと愛着を持ち、将来の地域を支える人材を育てる、「ふるさとキャリア教育」を進めるため、新たにキャリアパスポートを活用して、人、モノ、仕事を系統的につなぎ、ふるさとに根ざし、グローバルな視点で考え自分の夢に向かって行動できる人材の成長を支えてまいります。

昨年の12月に開催された子どもシンポジウムでは、6年生が総合学習で学んだ若桜町の地域資源や強み・弱みなどを調査研究し、自分で課題を見つけ、課題解消に向けた活動や取り組みを、わかりやすくプレゼンテーションしています。

自分の住む地域のすばらしさや魅力を知ること、地域への愛着を持ち、ふるさとの課題解消のために、自分に何ができるか考え行動する、このような実践的な教育を通じて、子どもたちが課題解決力を身につけることを期待しています。

一方で、児童・生徒を取り巻く環境は複雑化・多様化している今日、いじめ問題や不登校問題に的確に対応することが求められています。このような中、引き続きスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、保健センターと連携するなど、外部機関との関わりを強く持つことで、児童・生徒の様々な課題を早期に発見し、支援する教育相談体制の充実に努めてまいります。

次に、「子どもたちを支える教育環境づく

り」であります。

本町では、県内自治体に先駆け、全ての教室にエアコンを設置するなど、快適な学習環境を整えるなど、教育環境の充実に積極的に取り組んでまいりました。

今日では、仕事でも家庭でも社会のあらゆる場所でICTの活用が日常となっています。情報活用能力の学習基盤となる学校のICT環境整備など、新たな時代に対応した教育環境の構築が求められています。

学校でも一人1台端末は、これからの時代のスタンダードとなり、特別なことではなくなってきています。昨年12月に示された国のGIGAスクール構想を活用し、高速大容量の校内無線LAN整備事業と、児童・生徒一人1台端末の環境整備についても、積極的に取り組んでまいります。

また、多様化する課題を抱える学校をサポートするため、地域と学校が連携・協働して、学校を核として、地域の特色を生かした事業を展開することで、町全体で地域の将来を担う子どもたちを育成するとともに、地域の教育力を向上し、地域と共にある学校づくりを目指す学校運営協議会制度「コミュニティスクール」の取り組みを進めてまいります。

次に、「ライフステージに応じて学び続ける生涯学習の推進」であります。

人生100年時代の到来を迎えている今日、全ての人々が、学びを通じて楽しく、元気に、豊かで潤いのある生活を送ることができるよう、公民館や生涯学習情報館では、人と人、人と地域をつなぐ学びの拠点として講演会、各種講座の開催、サークル活動の支援など、「いつでもどこでも学べる」教育環境の整備に努めてまいります。

また、家庭教育が円滑に進められるよう、保護者や地域に対する学習の機会や情報の提供を積極的に行います。

人権教育では、誰もが安心して暮らせる差別のない社会を築くため、人権が尊重される

社会の実現に向けた取り組みが一層重要になります。このため、同和問題をはじめとするあらゆる差別解消に向けた人権意識の向上、人権教育の充実を図るとともに、教育関係機関と連携した啓発活動や相談体制の充実を進めてまいります。

最後に、「文化、芸術、スポーツの振興」であります。

本町の守り伝えられてきた歴史的文化資源を将来に継承し、保存・活用を進めてまいります。

若桜宿内の歴史的町並み保存については、「重要伝統的建造物群保存地区選定」に向け、住民の皆様に制度や保存計画及び活用方法などについて、説明会や講演会を開催するなど、より一層の周知を図り、ご理解とご協力をいただくよう取り組みを進めてまいりたいと考えております。

郷土文化の里や生涯学習情報館では、講演会、企画展示、コンサートなどイベントの開催や、各団体のサークル活動の支援などを通じて、文化、芸術に対する理解が進むよう取り組みます。

スポーツの振興については、体育館、温水プールや八幡広場等の有効活用や、若桜クラブ、体育協会等との連携を深め、スポーツの楽しさ、すばらしさなどスポーツをする機会の提供に努めてまいります。

以上、令和2年度の教育行政の概要を説明させていただきました。令和という新しい時代を迎えた今、新しい時代を担う子どもたちが、伝統、文化や郷土を愛する心を大切にしながら、予測不可能な未来社会を自律的に生きる力を身につけ、健やかに成長できるよう、全力で教育行政の推進に取り組む所存でございますので、議員各位のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

議長（川上守）

以上で、教育長の「教育行政方針」を終了

します。

日程第4

議案第3号 令和2年度若桜町一般会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

施政方針でも申し上げましたが、新型コロナウイルスの勢いが止まらず、新聞紙上もほぼ新型コロナウイルスのことで埋め尽くされているところでございますが、2月28日には、安倍総理が唐突に小中学校及び高等学校を3月2日から春休みまで休校にされたいとの要請が出されました。

全世界で、この新型コロナウイルスによる死亡者も3千人を超え、日本では、大相撲をはじめ、野球、サッカー、さらには各地のマラソン大会などが、無観客試合や開幕延期または中止を余儀なくされている中での要請であり、いた仕方ない部分もございますが、両親が仕事で日中はいらっしやらない子どもたちの対応や、学童保育の開設などについて、全県があわただしく動いた1週間でございます。

また、3月1日には、お隣の兵庫県西宮市でも感染者が確認され、徐々に近づいてきている感じがしているところでございます。

状況も刻一刻と変わり、県内発生も時間の問題と言われておりますが、本町は高齢者などの重症化しやすい、いわゆるハイリスク者が多く、ウイルスが入ってこないよう万全を期すとの意味で、「わかさ保健医療を考える集い」や「八頭郡体育会表彰式」、「若桜鉄道の若桜号デビュー」、「若桜学園の卒業式」、「わかさこども園の卒園式」など、多くの人が集まるイベントや行事を、中止または縮小しているところでございます。

町民の方が楽しみにしておられた行事ができないことや、子どもたちの門出や節目である行事を心底お祝いできないことについては、

胸が張り裂けそうな思いもしておりますが、これも、町民皆様の健康を守るためには必要な措置でもあり、ご理解いただきたいと思います。

また、今後も県及び他の市町とも連携しながら、対応していきたいと考えているところでございます。

それでは、ただいま議題となりました、議案第3号 令和2年度若桜町一般会計予算につきまして、その概要をご説明させていただきます。

令和2年度当初予算につきましては、昨年度の予算総額37億4,100万円に対しまして1億1,600万円、伸び率では3.1%減少の、総額36億2,500万円を計上しております。

それでは、まず、歳入の主なものについてご説明いたします。町税が2億4,031万8千円でございます。前年対0.4%の減、予算総額に占める割合は6.6%となっております。町税のうち、町民税は272万9千円の減を見込んでおりますが、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税につきましては、総額172万5千円の増加を見込んでおるところでございます。

次に、地方交付税につきましては、昨年より2,000万円増額の19億円としておりますが、主な要因は会計年度任用職員の期末手当相当分を見込んだものでございます。予算総額に占める割合は52.4%となっております。国の地方財政計画においては、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な一般財源総額は、前年度(62.7兆円)より微増(7千億円)の63.4兆円の予算が確保されているところでございます。

そのうちの地方交付税は、全体で16.6兆円が示されており、対前年4,000億円の増額、伸び率では2.5%増となっている状況でございます。

このような中、国・県から示された数値資

料や国勢調査による人口、令和元年度実績などを勘案し、見込み額として計上させていただいております。

内訳としましては、普通交付税が17億5,000万円で、対前年2,000万円の増額を見込んでおります。また、特別交付税は1億5,000万円とし、昨年度と同額を見込んでおります。

次に、国庫支出金は、社会資本整備総合交付金などの増加を見込んでおりますが、産地パワーアップ事業費補助金の皆減などにより、1億264万8千円、対前年比29.9%の減、県支出金は、災害復旧費県補助金と参議院議員・知事・県議会議員選挙費委託金の皆減などにより、1億5,386万3千円、対前年比36%の減、財産収入は、町有林売払い代金の皆減などにより、492万8千円、対前年比27.4%の減。

繰入金は、財政調整基金からの繰り入れが増加したため3,531万4千円、対前年比26.6%の増、諸収入は、長寿社会づくりソフト事業費交付金の皆減などにより、571万6千円、対前年比12.9%の減、町債は、過疎対策事業債、緊急自然災害防止対策事業債などその他の起債とあわせまして、4億8,300万円を計上しており、対前年比20%の増としております。

その他、地方消費税交付金をはじめとした各種交付金、使用料及び手数料、寄附金などをもって予算措置いたしております。

町税、使用料及び手数料及び財産収入などの自主財源の予算総額は、6億1,582万5千円で、予算総額に占める割合は17%となっております。

次に、歳出でございます。主な事業について、予算科目ごとにその概要をご説明いたします。

はじめに、議会費では、各常任委員会などの調査研究に要する経費、議会だよりの発行経費などを計上しております。

総務費では、行政運営を行っていくための総括的な経費及び地方創生の取り組みを進めるために必要な費用を計上するとともに、自治体コミュニティ活動の振興、総合計画の策定、韓国の平昌郡、台湾の内湾等との交流、若桜鉄道の利用促進や軌道等施設の管理、町営バスの運行、共助交通の実証実験、国勢調査の実施などをはじめ、地域の振興、活性化及び住民自治に関する費用などを計上しております。

民生費では、地域福祉事業や高齢者福祉事業、障がい者福祉事業に関する費用、敬老会の開催、地域福祉センター、ゆはら温泉の改修工事のほか、三世代居住支援金や出産祝い金、子育て応援給付金、わかさこども園の改修工事や子育て支援センターの管理運営、病児・病後児保育の事業など、地域福祉と少子化対策、子育て支援の充実のための費用を計上しております。

衛生費では、資源ごみ回収やごみ減量化推進のための環境衛生事業、ごみ収集や処理を行う塵芥処理対策事業、インフルエンザや肺炎などの予防事業、各種ガン健診や特定検診などの健康増進事業、計画的に簡水施設の統合を実施する簡易水道事業特別会計への繰出金など、住民の健康づくりや保健衛生・環境衛生の推進を行うための経費を計上しております。

農林水産業費では、農業用機械等の購入支援を行うための「担い手確保・経営継続支援事業」、エゴマ油の効果検証を行うための「エゴマの調査研究モニター事業」など新たな事業に加え、がんばる地域プランを核とした農業の振興、本町の豊かな資源を活用した特産品の研究・開発・販売支援の事業、中山間地域の農地を守るための中山間地域等直接支払制度事業や農地中間管理事業、耕作放棄地解消対策事業、因幡和牛ブランドの確立支援、鳥獣被害対策と獣肉解体処理施設の管理運営委託など、中山間地農業の活性化、地域資源

を活かした若桜ブランドの確立などの予算を計上しております。

林業費関係では、林業振興及び間伐・造林補助などの森林整備事業や、美しい森づくり基盤整備事業、森林施業の効率化とコスト削減を図るための作業道新設改良事業や林道開設事業、間伐材搬出助成などの若桜材利用拡大推進事業、新たな森林管理システム推進事業など、林業振興、森林の活性化に必要な経費を計上いたしております。

商工費では、おもちゃ館運営費の助成などの商工業にぎわい創出事業や若桜町商工会に対する支援、従来から取り組んでおります創業開業促進事業補助金に、新たに事業継承支援補助金を加えた事業者への支援拡充、観光協会への支援をはじめ、観光客の増加を促すPRやイベントの開催、ジビエの振興、台湾を中心としたインバウンド推進事業、氷ノ山のあり方の検討や氷ノ山の集客促進事業、道の駅及び氷ノ山関連施設、駅前店舗の指定管理など、商工業の振興と地域の活性化、恵まれた観光資源を活かした観光客の増加を図るための費用を計上いたしております。

土木費では、消雪施設の調査・点検業務、来見野集落の道路整備工事に係る用地調整や、橋梁補修事業などの町道新設改良事業、定住促進のための若者住宅や町営住宅の管理、中之島公園などの町民の憩いの場の維持管理など、道路、住宅などの社会基盤の整備、所管する施設の適正な維持管理を行うための費用などを計上しております。

消防費では、東部広域行政管理組合への負担金、八頭消防署若桜出張所の建て替えに伴う測量設計業務、消防団、自警団の活動支援、防災・災害対策に係る費用など、安心安全の暮らしを守る地域防災力の強化、災害に強いまちづくりのための費用を計上いたしております。

教育総務費では、豊かな心を育み一人ひとりの人間形成を行う若桜学園の管理と教育環

境の整備、ICT機器を活用した教育の充実、学力向上支援事業、外国青年招致事業、就学援助費、学校教材の充実・整備など、将来の若桜町を担う若者の教育に必要な経費を計上いたしております。

教育振興費では、スクールソーシャルワーカーの配置、高校生の通学費助成の拡充、若桜学園学校給食費の保護者負担金軽減事業など、教育の振興、保護者の負担軽減などの費用を計上いたしております。

また、社会教育費では、コミュニティ・スクール導入に向けた検討、人権・同和教育の推進、団体育成事業及び氷ノ山寿大学などの生涯学習事業、伝統的建造物群の指定、町誌編纂などの文化財保護事業、公民館や郷土文化の里及び生涯学習情報館などの管理運営に要する経費など、社会教育や生涯学習、歴史・文化の保存・活用を推進するための費用を計上いたしております。

保健体育費では、総合型スポーツクラブ 若桜クラブへの支援、スポーツ少年団、体育協会への支援、八幡広場や温水プールなどの体育施設の管理運営など、体力づくり、生涯スポーツを推進するための予算を計上しております。

以上、主な施策につきましてご説明いたしました。「若者が住みたくなるまちづくり」、「高齢者の皆さんが健康で生きがいを見つけながら安全安心に暮らせるまちづくり」、そして、「にぎわい創出のまちづくり」、「農業・林業の振興による元気なまちづくり」などの施策を予算に計上しており、積極的に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

第2条の「債務負担行為」につきましては「第2表 債務負担行為」のとおり、事項、期間及び限度額を定めております。

また、第3条の「地方債」につきましては「第3表 地方債」のとおり、過疎対策事業債など、それぞれの限度額を定め、第4条では

一時借入金についての最高額を4億円と定めております。

また、第5条の歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項のただし書の規定により定めております。

以上、予算の概要につきましてご説明いたしました。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております、議案第3号 令和2年度若桜町一般会計予算は、議員全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中に審査することにしたと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、本案は議員全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中に審査することに決定しました。

委員会条例第8条第1項の規定により、本会議終了後、予算審査特別委員会を全員協議室に招集いたします。

日程第5

議案第4号 令和2年度若桜町国民健康保険事業特別会計予算、議案第5号 令和2年度若桜町介護保険事業特別会計予算、議案第6号 令和2年度若桜町後期高齢者医療特別会計予算、議案第7号 令和2年度若桜町簡易水道事業特別会計予算、議案第8号 令和2年度若桜町公共下水道事業特別会計予算、議案第9号 令和2年度若桜町農業集落排水事業特別会計予算、議案第10号 令和2年度若桜町赤松団地造成事業特別会計予算、議案第1

1号 令和2年度若桜町財産区造林事業特別会計予算、議案第12号 令和2年度若桜町索道事業特別会計予算、議案第13号 令和2年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第4号 令和2年度若桜町国民健康保険事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額は、4億5,015万7千円でございます。前年度予算に比べ3,565万7千円の増となっております。これは、被保険者に必要な保険給付と、一次予防のための保険事業を行うものでございますが、本年度の保険給付費の算定につきましては、令和元年の実績見込みをもとに、過去の給付費等を勘案して算定しております。

また、特定検診、人間ドック、脳ドックなどの保健事業費に加え、財政運営の広域化に伴い、国民健康保険事業費納付金を計上しております。

財源につきましては、保険税、県支出金、繰入金などで措置しております。また、第2条の債務負担行為につきましては、「第2表 債務負担行為」のとおり、事項、期間及び限度額を定めておりますし、第3条の歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項のただし書の規定により定めております。

続きまして、議案第5号 令和2年度若桜町介護保険事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額は、7億1,026万8千円でございます。この会計は、被保険者に必要な介護サービスを提供するものであります。介護保険給付費の算定に当たりましては、これまでの給付事業や被保険者のニーズなどを勘案した各介護サービス等の給付額を計上い

たしております。

これらの財源として、保険料、国・県支出金、支払基金交付金、繰入金などにより措置しております。また、第2条の債務負担行為につきましては、「第2表 債務負担行為」のとおり、事項、期間及び限度額を定めておりますし、第3条の歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項のただし書の規定により定めております。

続きまして、議案第6号 令和2年度若桜町後期高齢者医療特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額は、6,052万円でございます。

この会計は、被保険者から納入された保険税と必要な事務費等を合わせて、鳥取県後期高齢者医療広域連合会へ納付するものでございます。また、第2条の債務負担行為につきましては「第2表 債務負担行為」のとおり、事項、期間及び限度額を定めております。

続きまして、議案第7号 令和2年度若桜町簡易水道事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額は、2億7,849万6千円でございます。本年度も、若桜簡易水道統合に伴う測量設計と施設の統合整備を予定しております。また、施設維持修繕事業、漏水調査事業などの事業費を計上しております。

これらの財源として、水道使用料、国庫支出金、町債、一般会計繰入金などで措置しております。また、第2条の債務負担行為につきましては、「第2表 債務負担行為」のとおり、事項、期間及び限度額を定めておりますし、第3条の地方債につきましては、「第3表 地方債」のとおり、限度額を定めております。

続きまして、議案第8号 令和2年度若桜町公共下水道事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額は、1億6,567万5千円でございます。

歳出では、菴米処理区と若桜処理区の統合を検討するための委託業務、ストックマネジメント計画策定に基づいた工事設計委託業務

と、菴米浄化センターの改修工事などを計上しており、これらの財源として、使用料及び手数料、国庫支出金、繰入金、町債などで措置しております。

また、第2条の債務負担行為につきましては「第2表 債務負担行為」のとおり、事項、期間及び限度額を定めておりますし、第3条の地方債につきましては、「第3表 地方債」のとおり、限度額を定めております。

続きまして、議案第9号 令和2年度若桜町農業集落排水事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額は、6,397万5千円でございます。歳出では、各施設の維持管理費と地方債元利償還金など計上しており、これらの財源として、使用料及び手数料、一般会計繰入金をもって措置しております。

なお、第2条の債務負担行為につきましては「第2表 債務負担行為」のとおり、事項、期間及び限度額を定めております。

続きまして、議案第10号 令和2年度若桜町赤松団地造成事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額は、393万6千円でございます。歳出は、区画造成した住宅用地の販売と管理のための経費と、地方債元金の償還金などを計上しており、財源は、土地の売払収入と貸付料で措置しております。

続きまして、議案第11号 令和2年度若桜町財産区造林事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額は、988万6千円でございます。歳出は、造林事業委託料と事務費であり、財源は公団と財産区の負担金をもって措置しております。

続きまして、議案第12号 令和2年度若桜町索道事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額は、3,442万円でございます。この会計では、指定管理者制度のもとで、利用料金を指定管理者が収受し、本会計に納付金を納入する予算を計上しております。

令和2年度は、経年劣化による線路金物の圧索輪などの改修工事を予定しております。

このほか、維持管理費などを計上し、これらの財源として繰入金、諸収入、町債で措置しております。第2条の地方債につきましては、「第2表 地方債」のとおり、限度額を定めております。

続きまして、議案第13号 令和2年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額は、180万円でございます。住宅新築資金等貸付金の滞納徴収金を一般会計へ繰り出しするよう予算措置しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第4号から議案第13号までの10議案は、先ほど設置した予算審査特別委員会に付託の上、会期中に審査したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号から議案第13号までの10議案は、予算審査特別委員会に付託の上、会期中に審査することに決定しました。

暫時休憩します。

午前10時14分 休憩

午前10時30分 再開

議長（川上守）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第6

議案第14号 令和元年度若桜町一般会計

補正予算（第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第14号 令和元年度若桜町一般会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ8,194万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を39億6,071万円とするものでございます。

地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費につきましては、「第2表 繰越明許費」のとおりとし、地方債の変更は「第3表 地方債補正」のとおりでございます。

それではまず、歳入の概要につきましてご説明いたします。町税は実績見込みのより、95万8千円追加いたしました。地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金につきましては、実績見込みにより、合わせて289万7千円減額いたしました。

分担金及び負担金につきましては、若桜鉄道施設管理負担金など、その他の補正と合わせまして、1,007万3千円減額いたしました。

国庫支出金では、主に総務費国庫負担金の地域公共交通確保維持改善事業費補助金や、地域生活支援事業補助金を減額し、公立学校情報ネットワーク環境施設整備費補助金を追加するなど、その他の補正と合わせまして、総額1,474万2千円を減額いたしました。

県支出金では、主に農林水産業費県補助金の林道整備事業補助金や森林保全総合対策事業補助金を減額するなど、その他の補正と合わせまして、総額1,577万2千円減額いたしました。

財産収入では、町有林売払収入を462万4千円減額いたしました。寄附金では、ふるさと納税寄付金を800万円減額いたしまし

た。

繰入金では、赤松団地造成事業特別会計繰入金と財政調整基金を減額し、森林整備促進基金繰入金を加え、総額2,142万2千円減額いたしました。繰越金では、前年度繰越金を1,644万7千円追加いたしました。

諸収入では、宝くじ交付金を168万8千円減額するなど、その他の補正と合わせまして、総額132万3千円減額いたしました。

地方債では、災害復旧事業債と一般補助施設整備等事業債、学校教育施設等整備事業債を追加し、財源充当とした事業の実績見込みなどにより、過疎対策事業債と緊急防災・減災事業債を減額し、総額2,050万円減額いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

職員の人件費の補正を各費目にわたり行っており、総額403万2千円減額いたしました。議会費では、実績見込みによる費用弁償を減額するなど、その他の補正と合わせまして、総額313万8千円を減額いたしました。

総務費では、情報ネットワーク事業とバス運行事業などを追加し、実績見込みにより、町有林管理事業、国際交流事業、移住定住促進事業、若桜鉄道対策事業、ふるさと応援基金積立金などを減額し、総額7,063万8千円を減額いたしました。

民生費では、実績見込みにより、介護保険事業特別会計繰出金、特別障がい者手当等支給事業を減額するなど、人件費の補正を合わせまして、総額1,378万9千円を減額いたしました。なお、包括支援センター運営費の財源更正を行っております。

衛生費では、実績見込みにより、埋火葬事業と塵芥処理対策事業を減額し、簡易水道会計繰出金を増額するなど、総額20万6千円を追加いたしました。なお、健康増進事業費の財源更正を行っております。

農林水産業費では、実績見込みにより、が

んばる地域プラン事業や有害鳥獣対策費、森林整備事業、若桜材需要拡大推進事業などを減額し、農業集落排水事業繰出金や新たな森林管理システム推進事業を増額するなど、その他の補正と合わせまして、総額2,731万1千円を減額いたしました。なお、農業委員会費と林道維持費の財源更正を行っております。

商工費では、実績見込みにより、商工振興事業と観光事業費をそれぞれ減額し、災害復旧工事の増工により、氷ノ山高原の宿氷太くん管理運営事業を増額し、総額2,102万1千円を追加いたしました。

土木費では、実績見込みにより、町道新設改良事業を減額し、公共下水道事業を増額するなど、その他の補正と合わせまして、総額111万円を追加いたしました。

消防費では、実績見込みにより、常備消防費を240万1千円減額いたしました。

教育費では、校内通信ネットワークの整備のため、若桜学園管理費などを追加し、実績見込みにより、若桜学園教育振興費や通学対策事業などを減額するなど、人件費の補正と合わせまして、総額1,958万3千円を追加いたしました。

災害復旧費では、農業用施設災害復旧費と林業用施設災害復旧費の財源更正を行っております。

公債費費では、実績見込みにより、元金償還金と利子償還金を合わせまして、660万4千円を減額いたしました。なお、歳入歳出の総額を調整し、予備費を1万3千円追加いたしました。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第7

議案第15号 令和元年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、議案第16号 令和元年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）、議案第17号 令和元年度若桜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第18号 令和元年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）、議案第19号 令和元年度若桜町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）、議案第20号 令和元年度若桜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議案第21号 令和元年度若桜町赤松団地造成事業特別会計補正予算（第1号）、議案第22号 令和元年度若桜町財産区造林事業特別会計補正予算（第1号）、議案第23号 令和元年度若桜町索道事業特別会計補正予算（第3号）を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第15号 令和元年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算総額に、それぞれ738万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億6,546万2千円とするものでございます。

このたびの補正は、実績見込みに伴う補正でございます。歳入につきましては、一般被保険者国民健康保険税と保険給付費等交付金を合わせまして738万2千円を増額いたしました。また、歳出におきましては、総務費の国民健康保険財政調整基金や保険給付費の一般被保険者療養費を増額するなど724万8千円を追加いたしました。なお、歳入歳出の総額を調整し、予備費を13万4千円追加いたしました。

続きまして、議案第16号 令和元年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ6,822万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を6億5,638万1千円とするものでございます。

このたびの補正は、実績見込みに伴う補正でございます。歳入におきましては、国庫支出金を1,766万6千円、支払基金交付金を1,851万円、県支出金を1,080万5千円、繰入金2,124万円それぞれ減額いたしました。また、歳出におきましては、総務費を55万6千円追加し、保険給付費を6,000万円、地域支援事業費を877万7千円それぞれ減額いたしました。

続きまして、議案第17号 令和元年度若桜町後期高齢者医療特別会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ372万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,995万7千円とするものでございます。

このたびの補正は、実績見込みに伴う補正でございます。このたびの補正は、歳入の後期高齢者医療保険料と歳出の後期高齢者医療広域連合納付金に、それぞれ372万8千円を追加するものでございます。

続きまして、議案第18号 令和元年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ80万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億7,561万7千円とするものでございます。なお、地方債の変更は「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

このたびの補正は、実績見込みに伴う補正でございます。歳入におきましては、繰入金を120万8千円増額し、地方債を40万円減額いたしました。また、歳出におきましては、簡易水道施設費を98万1千円追加し、公債費を17万3千円減額いたしました。

続きまして、議案第19号 令和元年度若桜

町公共下水道事業特別会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ30万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億8,485万4千円とするものでございます。

このたびの補正は、実績見込みによる補正でございます。なお、地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費につきましては「第2表 繰越明許費」のとおりとし、地方債の変更は「第3表 地方債補正」のとおりでございます。

このたびの補正は実績見込みによる補正でございます。歳入におきましては、繰入金を629万6千円増額し、町債を660万円減額いたしました。また、歳出におきましては、公債費を30万4千円減額いたしました。なお、下水道整備費の財源更正を行っております。

続きまして、議案第20号 令和元年度若桜町農業集落排水事業特別会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ2,141万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を9,833万1千円とするものでございます。また、地方債の変更は「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

このたびの補正は、実績見込みによる補正でございます。歳入におきましては、国庫支出金を1,260万8千円、地方債を1,210万円それぞれ減額し、繰入金を329万4千円増額いたしました。歳出におきましては、農業集落排水事業費を2,137万9千円、公債費を3万5千円それぞれ減額いたしました。

続きまして、議案第21号 令和元年度若桜町赤松団地造成事業特別会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ343万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を50万2千円とするものでございます。

このたびの補正は、実績見込みに伴う補正でございます。歳入におきましては、財産収

入を350万円減額し、繰入金を6万6千円増額いたしました。また、歳出におきましては、団地事業費を343万4千円減額いたしました。なお、公債費の財源更正を行っております。

続きまして、議案第22号 令和元年度若桜町財産区造林事業特別会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ706万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を5万5千円とするものでございます。

今回の補正は、実績見込みに伴う補正でございます。歳入の分担金及び負担金と歳出の農林水産業費をそれぞれ706万9千円減額いたしました。

続きまして、議案第23号 令和元年度若桜町索道事業特別会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ13万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を2,461万5千円とするものでございます。また、地方債の変更につきましては「第2表地方債補正」のとおりでございます。

今回の補正は、実績見込みに伴う補正でございます。歳入におきましては、諸収入を56万6千円増額し、町債を70万円減額いたしました。また、歳出におきましては、索道費51万7千円を減額し、予備費で歳入歳出の総額を調整いたしました。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第8

議案第24号 若桜町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について、議案第25号 若桜駅前にぎわいプラザの設置

及び管理に関する条例の制定について、を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして提案理由をご説明いたします。

議案第24号 若桜町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について、でございますが、これは、地方自治法の一部改正に伴い、賠償責任を免れる額など必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

続きまして、議案第25号 若桜駅前にぎわいプラザの設置及び管理に関する条例の制定について、でございますが、これは、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、「若桜駅前にぎわいプラザ」の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案のうち、議案第24号 若桜町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定については、地方自治法等の一部を改正する法律、平成29年法律第54号 附則第2条第7項の規定により、条例案に対する監査委員の意見を聞くことができますとされています。

お諮りします。

監査委員の意見を聞くことにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、監査委員の意見を聞くことに決定しました。

日程第9

議案第26号 若桜町監査委員条例の一部改正について、議案第27号 若桜町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について、議案第28号 若桜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして提案理由をご説明いたします。

議案第26号 若桜町監査委員条例の一部改正について、でございますが、これは地方自治法の一部改正にともない、条ずれが生じるため所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第27号 若桜町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について、でございますが、これは会計年度任用職員の服務の宣誓について、常勤職員とは別段の定めをするため所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第28号 若桜町会計年度任用職員の給料及び費用弁償に関する条例の一部改正について、でございますが、これは会計年度任用職員の報酬の端数処理の方法を改めるため改正するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第10

議案第29号 若桜郷土文化の里の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議

案第30号 若桜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第31号 若桜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第32号 若桜町氷ノ山自然ふれあいの里施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第33号 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして提案理由をご説明いたします。

議案第29号 若桜郷土文化の里の設置及び管理に関する条例の一部改正について、でございますが、これは、若桜町歴史民族資料館の地番が合筆となり、土地登記が変更となったため、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第30号 若桜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、でございますが、これは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正されたことにともない、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第31号 若桜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、でございますが、これは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正にともない、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第32号 若桜町氷ノ山自然ふれあいの里施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、でございますが、これは氷ノ山キャンプ場の利用料金の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第33号 民法の一部を改

正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、でございますが、これは民法の一部改正にともなうもの及び若桜町営住宅の建て替えにより、若桜町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正を行うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第 1 1

議案第 3 4 号 公の施設の指定管理者の指定（若桜町立多目的集会施設）について、議案第 3 5 号 公の施設の指定管理者の指定（若桜町活性化施設）について、議案第 3 6 号 公の施設の指定管理者の指定（若桜エゴマ工房）について、を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして提案理由をご説明いたします。

議案第 3 5 号 公の施設の指定管理者の指定（若桜町立多目的集会施設）について、でございますが、これは若桜町立多目的集会施設の指定管理者に、鳥取いなば農業協同組合を指定することにつきまして、本議会の議決をお願いするものでございます。

続きまして、議案第 3 5 号 公の施設の指定管理者の指定（若桜町活性化施設）について、でございますが、これは、若桜町活性化施設の指定管理者に、有限会社若桜農林振興を指定することにつきまして、本議会の議決をお願いするものでございます。

続きまして、議案第 3 6 号 公の施設の指定管理者の指定（若桜エゴマ工房）について、

でございますが、これは、若桜エゴマ工房の指定管理者に、有限会社若桜農林振興を指定することにつきまして、本議会の議決をお願いするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第 1 2

議案第 3 7 号 公の施設の指定管理者の指定（若桜町氷ノ山関連施設）について、議案第 3 8 号 公の施設の指定管理者の指定（道の駅若桜 桜ん坊）について、議案第 3 9 号 公の施設の指定管理者の指定（若桜駅前にぎわいプラザ）について、を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして提案理由をご説明いたします。

議案第 3 7 号 公の施設の指定管理者の指定（若桜町氷ノ山関連施設）について、でございますが、これは、若桜町氷ノ山関連施設の指定管理者に、一般財団法人若桜町観光開発事業団を指定することについて、本議会の議決をお願いするものでございます。

続きまして、議案第 3 8 号 公の施設の指定管理者の指定（道の駅若桜 桜ん坊）について、でございますが、これは、道の駅若桜 桜ん坊の指定管理者に、一般財団法人若桜町観光開発事業団を指定することについて、本議会の議決をお願いするものでございます。

続きまして、議案第 3 9 号 公の施設の指定管理者の指定（若桜駅前にぎわいプラザ）について、でございますが、これは、若桜駅前

にぎわいプラザの指定管理者に、株式会社 やまね屋を指定することについて、本議会の議決をお願いするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく
お願い申し上げます。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第13

議案第40号 若桜町過疎地域自立促進計画の変更について、議案第41号 鳥取市及び八頭郡若桜町における連携中枢都市圏の形成にかかる連携協約の変更について、を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして提案理由をご説明いたします。

議案第40号 若桜町過疎地域自立促進計画の変更について、でございますが、これは、本計画の事業の追加を行い、これの財源として過疎対策事業債を充当するため、本計画の変更を行うものでございます。

続きまして、議案第41号 鳥取市及び八頭郡若桜町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の変更について、でございますが、これは、鳥取市及び八頭郡若桜町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を変更することについて、本議会の議決をお願いするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく
お願い申し上げます。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時00分 散会